

第七十三回  
帝國議會  
貴族院

# 有價證券引受業法案特別委員會會議事速記録第一號

## 付託議案

### 有價證券引受業法案

#### 委員氏名

委員長 子爵三室戸敬光君  
副委員長 男爵高崎 弓彦君

侯爵淺野 長之君  
子爵梅園 篤彦君  
男爵沖 貞男君

久保市三郎君  
油井 徳藏君  
宇野 勇作君  
野村 徳七君

昭和十三年三月八日(火曜日)午前十時九分開會

○委員長(子爵三室戸敬光君) 是ヨリ有價證券引受業法案ノ會議ヲ開キマス、先ヅ政府委員ノ本案提出ノ御説明ヲ願ヒタウゴザイマス

○政府委員(入間野武雄君) 有價證券引受業法案ノ概略ニ付キマシテ御説明ヲ申上ゲマス、本法案ノ目的ニ付キマシテハ、昨日本會議ニ於テ御説明申上ゲマシタ通り、所謂證券引受業者ノ起債市場ニ於ケル地位ノ重要性ニ願ミマシテ、其ノ業務ノ全體ニ付

監督ヲ爲シ、其ノ堅實ナル發達ヲ期セムトスルモノデアリマス、而シテ此ノ目的ヲ達成致シマスルガ爲ニハ、業トシテ公債、社債ナドノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲シ得ルモノハ、免許ヲ受ケマシタ所ノ資本金二百萬圓以上ノ株式會社ニ限ルコトトシ、尙他業ノ兼營、商號、資本金ノ變更、支店其ノ他ノ營業所ノ設置、有價證券引受業ヲ營ム會社ノ合併ニ付キマシテハ認可ヲ受ケシムルコトトシ、其ノ外報告、檢査等ニ關スル監督ノ規定ヲ設ケマシテ、又銀行、信託業者ナドモ有價證券引受業ヲ營ンデ居リマスルガ、是等ニ付キマシテハソレ々從來ヨリ監督法規ガアリ、相當ニ監督ヲ致シテ居リマスノデ、之ヲ本法ノ適用範圍ヨリ除外スルコトト致シタデアリマス、何卒御審議ノ上御協贊アラムコトヲ希望致シマス

○久保市三郎君 本日ハ此ノ程度ニ於テ一ツ明日ニ延會ヲ致シテ裁キタウゴザイマス

○委員長(子爵三室戸敬光君) 御諮リ致シマスガ、只今御意見ガ出マシタガ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ  
○委員長(子爵三室戸敬光君) ソレデハ本

日ハ是デ散會ヲ致シマス

午前十時十二分散會

出席者左ノ如シ

委員長 子爵三室戸敬光君  
副委員長 男爵高崎 弓彦君  
委員 子爵梅園 篤彦君  
男爵沖 貞男君

久保市三郎君  
油井 徳藏君  
宇野 勇作君  
野村 徳七君

政府委員

大藏省銀行局長 入間野武雄君

貴族院有價證券業取締法案特別委員會會議事速記録第一號正誤

頁 段行 誤 正  
一一 二二〇 取引所 取引員

昭和十三年三月八日印刷

昭和十三年三月九日發行

貴族院事務局

印刷者 內閣印刷局